

## 虐待防止のための指針

株式会社上の組

## 虐待防止のための指針

### 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

株式会社上の組は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視する。

また、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行わないものとする。

### 2. 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

・利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。  
また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

・意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

#### (3) 心理的虐待

・利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

・利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

・契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者は希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 3. 虐待防止委員会

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し「身体拘束及び虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置する。

#### (1) 身体拘束及び虐待防止委員会の構成

・施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員

#### (2) 身体拘束及び虐待防止委員会

・年1回、本部において各事業所の身体拘束及び虐待防止担当を集め委員会開催。

- ・本部での委員会開催後、事業所において委員会開催。情報の共有や事業所における身体拘束及び虐待防止対策の周知徹底、必要な対策を遂行する。

(3) 身体拘束及び虐待防止委員会の検討内容

- ・身体拘束及び虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束及び虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- ・身体拘束及び虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事。
- ・身体拘束及び虐待が発生した場合に、その対応に関する事。
- ・身体拘束及び虐待の原因分析と再発防止策に関する事。

4. 虐待防止等のための職員研修

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する。
- (2) 実施は年1回開催し、新任者に対する虐待防止のための研修、その他必要な教育を実施する。

5. 虐待またはその疑い(以下、虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村等の行政に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村等の行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待を受けたと思われる事案が発生した場合には、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や利用者・家族・地域住民等に説明を行う。

(7) 報告、解決の手順は虐待防止マニュアル参照する。

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

#### 8. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について解決責任者（施設長）に報告する。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

(3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項」に依るものとする。

(4) 対応の結果は、相談者にも報告することとする。

#### 9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及び家族をはじめ、外部の方に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付けることとする。

#### 10. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

以 上

本指針は、令和5年10月1日より施行する。